

総務省の示した
「電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置」
に対する懸念点

在日米国商工会議所意見サマリー（別紙参照）

【問題点】

- ① 電気通信役務利用者情報の曖昧な概念
- ② 負担の大きい規範的要件の追加
- ③ 「電気通信役務」の過度に広範な定義および届出を要する「電気通信事業」の拡大
- ④ クラウドに対する規制による、日本におけるDXの推進に重大な支障
- ⑤ 性急なスケジュール

【提言】

- 個人情報保護に関し、個人情報保護委員会と総務省の権限が重複しないようにすること
- 経済安全保障を促進しつつ、同じ考えを共有する関係国間で自由なデータ流通の恩恵を受けてイノベーションを促進するために、国際的な枠組みを重視し活用すること
- 公平性および透明性、日本のデジタルトランスフォーメーションを実現するための幅広い努力と統合的なステークホルダーからのインプット、そして経済の継続的な発展を確保するため、現在の政策形成プロセスを改善すること

【問題点】① 電気通信役務利用者情報の曖昧な概念 (1/3)

個人情報保護法の対象をオーバーラップする概念である「**電気通信役務利用者情報**」で、個人情報保護より厳しい規律を課そうとしている（**二重規律**）。

情報の種類		例		
電気通信役務利用者情報	個々の通信に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・通信内容 ・通信の構成要素 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信文面、通話内容、伝送されたコンテンツ 等 ・通信の日時・場所、通信当事者の氏名・住所・電話番号、通信当事者の識別情報等 	通信の秘密
	電気通信サービスの利用者に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から提供された情報 ・通信サービスを提供する中で取得した情報、知り得た情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の契約者情報 ・プロフィール写真、利用者が入力した情報等 ・ログインに必要な識別情報、クッキー技術を用いて生成された識別情報、契約者・端末固有ID 等 ・通信履歴、ウェブページ上の行動履歴、アプリケーションの利用履歴、位置情報、システム利用ログ 等 	

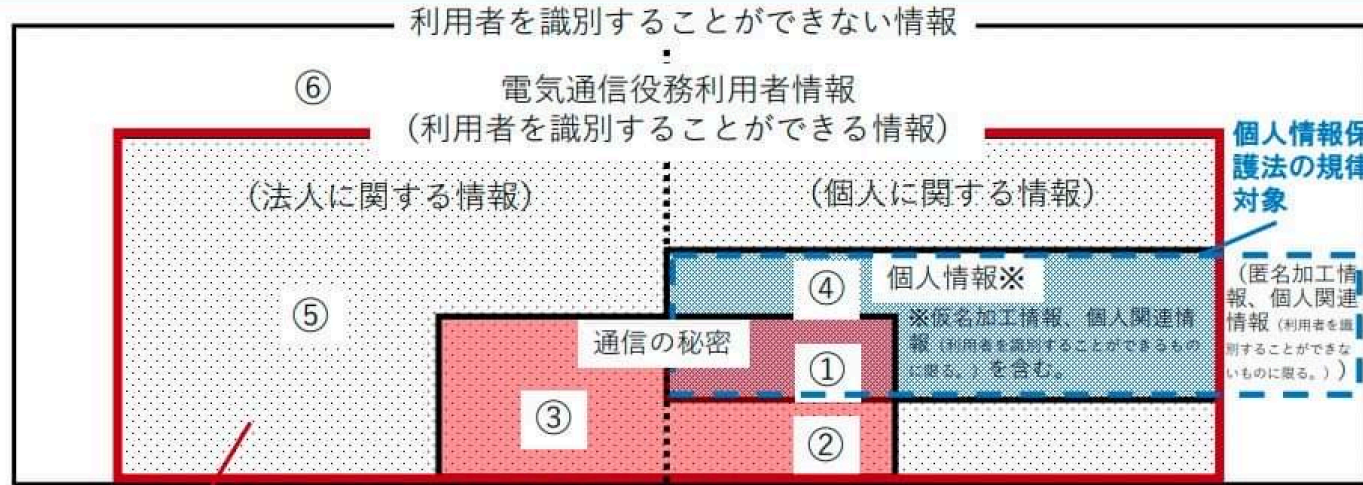
個人情報保護委員会で、イノベーションを阻害しないよう、対象外となった情報(端末識別子等)も対象に。
 継続議論をするのであれば個人情報保護委員会で行うべき。

【問題点】① 電気通信役務利用者情報の曖昧な概念 (2/3)

電気通信役務利用者情報と個人情報の関係について「別紙」が公表されているが、個人関連情報との関係性が判然とせず、かつ産業界の実態が踏まえられておらず、企業において対応が困難である。

電気通信役務利用者情報と個人情報等の関係について

別紙



適正な取扱いを求める電気通信役務利用者情報

分類	内容・具体例
①【個人情報かつ通秘】	特定の個人を識別することができる情報と結びついた通信の内容、通信の相手方、通信月日等 (電話の通話履歴等)
②【利用者情報かつ通秘】	それ単体で特定の個人を識別まではできない情報であるが利用者を識別することができる情報 (登録ID、アカウント名等) とのみ結びついた通信の内容、通信の相手方、通信年月日等
③【法人情報かつ通秘】	法人に関する通信の内容、通信の相手方、通信年月日等
④【個人情報かつ通秘ではない】	個人を識別することができる情報であるが、個々の通信には結びついていないもの
⑤【その他電気通信役務利用者情報】	それ単体で特定の個人又は法人を識別することができない情報であるが利用者を識別することができる情報 (利用者のID、アカウント名、位置情報、Cookie、広告ID、ビーコン等) であって、個々の通信には結びついていないもの
⑥【利用者を識別することができない情報】	統計情報、匿名加工情報 (※個人情報保護法の規律対象ではある) 等

【議論すべき論点】

- それぞれ個情法で定義・規律の異なる個人情報、仮名加工情報、個人関連情報について、「電気通信役務利用者情報」として別途一律の規律を課すことは、イノベーションを阻害しないという改正個情法の趣旨を減却することになるのではないか。
- 「個人情報」として個情法で保護されるものについて、企業が長期間リソースを費やし、CPO/DPO等設置して法遵守の努力してきたものについて、電気通信事業法によって新たに独自の規律を課す根拠は希薄であり、企業の統制活動に対していたずらな混乱をもたらすのではないか。
- 「個人関連情報」は、単体では個人を特定できないというのが定義であるが、それを利用者の識別の可否によってさらに電気通信利用者情報に該当するか否かで規律を分けるのは、複雑に過ぎるのではないか。
- 個情法において「個人識別符号」についてイノベーションを阻害しないよう検討のうえ定義を規定・政令指定し (平成27年改正)、端末識別子等ユーザーデータについて検討のうえ、提供先で個人データとなる「個人関連情報」の第三者提供のみ改正法の規律の対象とした (令和2年改正。制度改正大綱参照)、個情法改正プロセスにおける政府と民間との丁寧な検討の意義をないがしろにするものではないか。

【問題点】① 電気通信役務利用者情報の曖昧な概念（3/3）

電気通信役務利用者情報への規制の必要性と、規制の弊害を踏まえた許容性について、十分な検討・説明を行い、日本における国際的なビジネス環境の強化に資するべき。

- 政策目的として、具体的にどのようなリスクに対応する必要があるのかが不明確。一方で、規制の対象が極めて広範になるため、事業コスト等の弊害が大きいことは明確。利用者情報保護の目的は理解するものの、政策目的を十分に検討した上で、必要最小限のものとするべき。
- 例えば、匿名のSNS等であっても、一部でも本人特定情報を登録して利用する者がいれば個人情報保護法に基づく対応が求められるため、**ほとんどの事業者が個人情報保護法の安全管理措置等を実施しているのではないか**。こうした中で、電気通信役務利用者情報という新たな概念を適用して規制する必要性がどの程度あるのか。
- SNS等の投稿についても規律の対象とすることを検討するとされているが、LINE問題対応、経済安全保障という、総務省の掲げる目的との関連性がなく、いかなる権利利益を保護しようとしているのかが不明。
- 個別の事件・事象への対応のために今回の法改正が必要であるとすると、今後同様の事象が生じるリスク、それに対する効果的な規制態様、どの法律での対応がより適切か、といった観点についてより詳細に検討すべき。
- また、グローバル・ベストプラクティスを参照した上で、日本における国際的なビジネス環境を維持・強化に資することが必要である。

【問題点】② 負担の大きい規範的要件の追加

扱うデータの中身に関わらずサーバーの所在国を明記させるルールは国際的にも極めて異例。データ流通に関する考え方を同じくする**関係国と高リスク国が同じ扱い**で、これまでの国際連携の方向性と整合せず。

伝送インフラ（ハード）を規律の対象としてきた電気通信事業法で、全体の規律を見直すことなく、情報の取り扱い（データ）に関する広範で一般的な規律の導入を検討していることで不整合が生じている。

課題：情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクや通信サービス停止のリスクが高まりつつある

課題：情報の漏えい・不適正な取扱い等や通信サービス停止が生じた場合には、多様な個人的法益・社会的法益・国家的法益の侵害につながるおそれがある

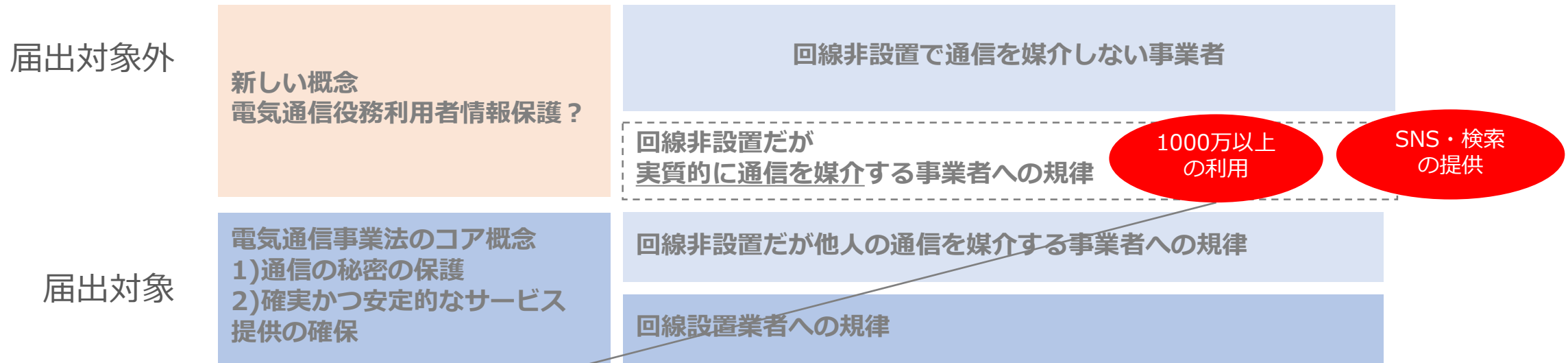
設置してあるサーバーへのガバナンスが課題なのであって、設置場所に関する規律では対策になっていない。

データの取り扱いについては、アジア太平洋経済協力の越境プライバシールール（APEC CBPR）や国際標準を含む国際的な枠組みが尊重されるべき。

結果として、経済安全保障の観点からは、その判断の負担を利用者に委ねることになり、利用者負担の観点からも適切であるとは言えない。

【問題点】③ 「電気通信役務」の過度に広範な定義および届出を要する「電気通信事業」の拡大（1/2）

新たに電気通信事業法の規制対象（届出義務）にしようとしているサービスが**不明確**である。
基準となる利用者数「1000万人＝国内消費者の約1割」がなぜ適当なのかの論理的な説明がない。



他人の通信を実質的に媒介する事業者

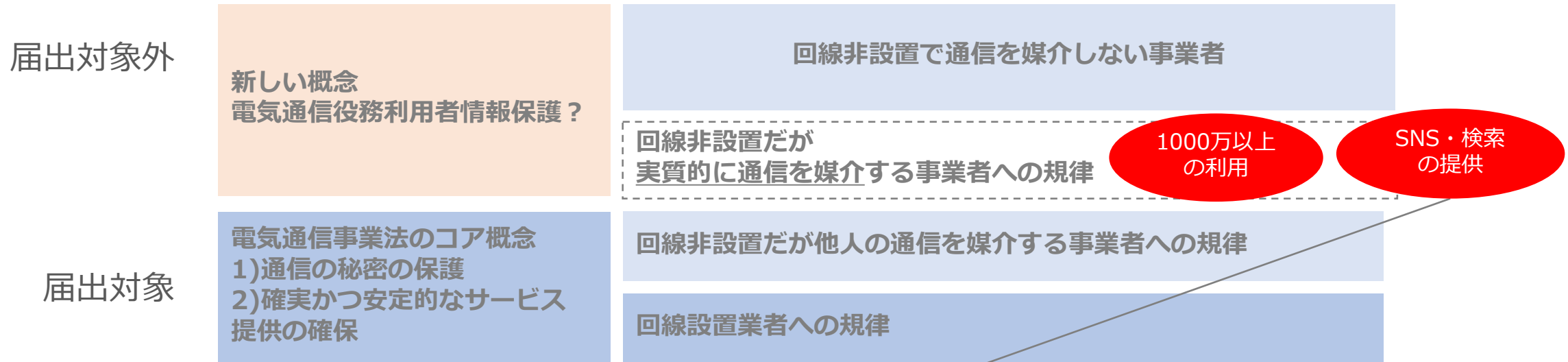
= 1000万人以上利用するSNS・検索など →規制を必要とする根拠に乏しい

- toCのインターネットサービスは広範に対象になりうる
- 他人の通信を媒介する事業者（メッセージ機能など）は既に届出をしているが、1000万人超えるとさらに規律の上乗せに

【問題点】③ 「電気通信役務」の過度に広範な定義および届出を要する「電気通信事業」の拡大（2/2）

「電気通信役務利用者情報保護」の定義が曖昧で、電気通信事業法のコア概念である

- 1) 通信の秘密に係る情報の漏えいの防止（通信の秘密の保護）
 - 2) 通信設備の故障等によるサービス提供への支障の防止（確実かつ安定的なサービス提供の確保）
- との**関係が説明できない**。



電気通信役務利用者情報保護は**コア概念の上に新たに追加される概念**であるが、**新たに規制対象として検討されているサービス（SNSや検索、また口コミサイトなど）で公開される情報は「通信の秘密」とは本来的に無関係。**

【問題点】④ クラウドに対する直接規制による、日本におけるDXの実現に重大な支障

クラウド事業者（CSP）が電気通信事業者へ「電気通信回線設備の伝送交換の制御に係る機能を提供する」場合、CSPに対し電気通信事業法により直接規制を課すこと（電気通信事故の報告義務等）が提案されているが、CSPに対するこのような規制は各国でも例をみない独自の規制であることに加え、**柔軟かつ効率的なITリソースな提供というクラウドサービスの本質を妨げるもの**であり、結果として、**利用者に不利益をもたらし、日本におけるDXの実現に重大な支障**となりうるものである。

CSPは、事業分野を問わず様々な顧客にITリソースを提供しているが、一般的に顧客がそのITリソースをどのような目的で利用するか関与していない。提案のような規制が導入された場合、**CSPは顧客の利用目的を把握し、顧客の事業分野に応じた規制に直接対応する必要が生ずるが**、このようなことは、**柔軟かつ効率的なITリソースの提供というクラウドサービスの本質を妨げるものである**

検討会の構成員からも以下のようなご指摘がなされている。（電気通信事業ガバナンス検討会第13回会合資料より）

「電気通信事故時の報告義務は通信サービス提供に当たって利用者に対する一義的な責任を負う電気通信事業者に求めるべきであり、電気通信事業者が使用するクラウド事業者にまで求めるべきではないのではないか。」

仮にこのような規制が先例となり、様々な事業分野で導入された場合、**CSPは顧客に対し柔軟かつ効率的にITリソースを提供することが困難となり、利用者側も効率的なITリソースの活用が妨げられ、新たなサービスの展開やイノベーションが阻害され、ひいては日本におけるDXの実現に重大な支障となる**ことが懸念される

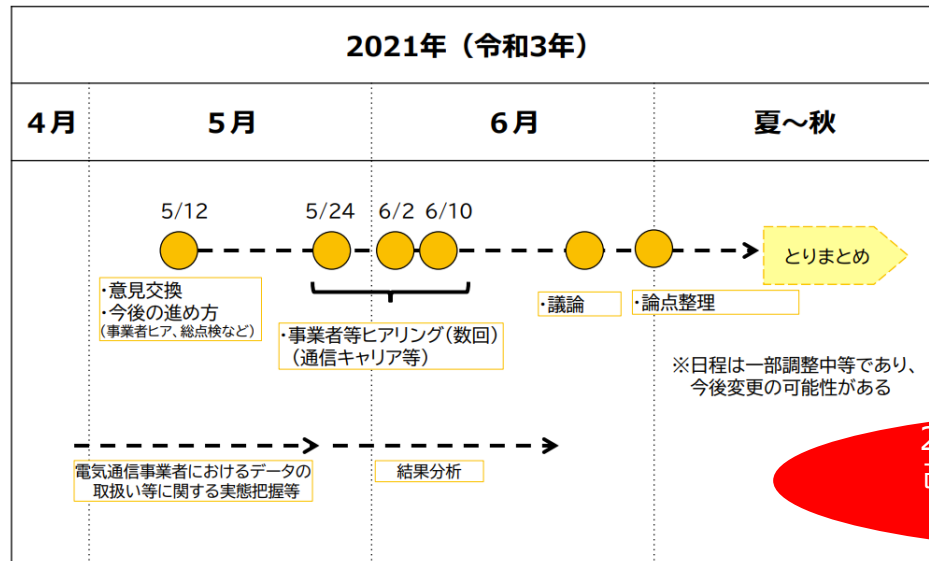
総務省は、**各事業分野の先頭に立って不合理な規制を撤廃し、規制を合理化して、日本社会におけるDXを推進する立場であるはず**。総務省は、クラウドサービスの本質に反するこのような規制の提案は撤回し、むしろDXの推進のため各事業分野でこのような規制が導入されないようチェック機能を果たしていただきたい。

その上で、絶えず進化するクラウド技術やそのトレンド、実ビジネスでの利活用の方法、サイバーセキュリティ対策等について、**総務省とCSPが密接に情報交換し、協力連携していくことが、官民双方の信頼醸成へと繋がり、日本社会のDX実現にとって重要と考える。**

【問題点】⑤ 性急なスケジュール

デジタル化の進む経済社会に広範に影響する法改正の検討であるにもかかわらず、政策形成プロセスが透明で公正ではなく、かつ拙速である。

検討スケジュール（想定）



5/12 電気通信事業ガバナンス検討会（第1回）資料1-4「今後の検討の進め方（案）についてP」提示のスケジュール

《実施した事業者ヒアリング》

- 会議でのヒアリング
 - ・ キャリア（NTT、KDDI、楽天モバイル、ソフトバンク）
 - ・ スカパーJSAT、IIJ
 - ・ ZHD
- 電気通信事業者等からの文書を通じたヒアリング

2022年通常国会に電気通信事業法の改正案を提出し、22年中の施行をめざすとの報道あり

本意見を踏まえ、改めて産業界はじめ幅広く意見を聴き、政策目的や規制の要否を明らかにすべき。具体には、個人情報保護法制との整合性、経済安全保障、利用者の保護、イノベーション・DXの促進などそれぞれの観点から精緻に議論し、経済の成長に資するガバナンスのあり方を広く検討すべき。

【提言】 本日のまとめ

1. 本意見書で示させていただいた点（政策目的に対する規制の相当性、電気通信役務利用者情報や電気通信役務等の規制を画定する概念の整理、権限の重複の回避、クラウドサービスとの関係等）を踏まえ、改めて十分に検討いただきたい。
2. 同じ考えを共有する関係国間で自由なデータ流通の恩恵を受けてイノベーションを促進するために、国際的な枠組みを重視し活用することも尊重されるべきである。
3. また、公平性および透明性、日本のデジタルトランスフォーメーションを実現するための幅広い努力と統合的なステークホルダーからのインプット、そして経済の継続的な発展を確保するため、その議論は透明で公正なプロセスにより行っていただきたい。
4. その際、次期通常国会の成立を前提として拙速に議論を行うのではなく、十分なスケジュールを設けて政府全体として世界の範となるルールを検討いただきたい。